

検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「保医発 0428 第 3 号」により HER2 遺伝子標本作製の診療報酬の算定方法が一部改正され、また、「保医発 0428 第 4 号」により、下記の検査項目において検査実施料の新設が行われましたので、ご案内いたします。

よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

適用日

平成 23 年 5 月 1 日から適用

測定方法が追加・算定方法の改正が実施された項目

- HER2 遺伝子標本作製

新規適用項目

- 角膜単純ヘルペスウイルス抗原（定性）
- HBV ジェノタイプ判定
- HPV ジェノタイプ判定

※ 詳細内容につきましては裏面をご参照下さい。

保健科学グループ



株式会社 保健科学研究所

本社／ 横浜市保土ヶ谷区神戸町 106 TEL 045-333-1661
仙台支社／ 仙台市宮城野区扇町 1-3-5 TEL 022-236-9345
中部支社／ 名古屋市西区則武新町 2-20-17 TEL 052-582-3201
大阪支社／ 豊中市原田中 1-2-3 TEL 06-6843-5622
福岡支社／ 福岡市博多区山王 2-14-34 TEL 092-452-0851

い かが く 小 田 原 衛 検
新潟臨床検査センター カスタムメディカル研究所
保健科学東日本 ケーアイエー細胞病理研究所
日本ノーバメディカル研究所 日本厚生団衛生科学研究所
組織科学研究所 相模医研
遠州予防医学研究所 湘南医化学検査センター
東部メディカルセンター

●「測定方法」の追加収載項目

適用日：平成23年5月1日

検査項目	実施料	診療報酬点数区分	備考
HER2遺伝子標本作製 ◆DISH法	2500点	「N005」HER2遺伝子標本作製	<p>(1) HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</p> <p>(2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(3) 治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。</p> <p>(3) HER2遺伝子標本作製をDISH法により行った場合、FISH法に準じて算定する。</p>

取り消し線部分が「保医発0428第3号」により削除されました。

●「検査実施料」の新規収載項目

適用日：平成23年5月1日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
角膜単純ヘルペスウイルス抗原(定性)	210点	免疫学的検査 (判断料：144点)	「D012」感染症免疫学的検査の「23」に準じて算定	<p>角膜単純ヘルペスウイルス抗原(定性)</p> <p>ア 角膜単純ヘルペスウイルス抗原(定性)は、「23」のアデノウイルス抗原に準じて算定する。</p> <p>イ 角膜ヘルペスが疑われる角膜上皮病変を認めた患者に対し、免疫クロマト法により行った場合に算定する。</p>
HBVジェノタイプ判定	340点	免疫学的検査 (判断料：144点)	「D013」肝炎ウイルス関連検査の「11」に準じて算定	<p>HBVジェノタイプ判定</p> <p>ア HBVジェノタイプ判定は、「11」のHCV特異抗体価に準じて算定する。</p> <p>イ EIA法により、B型肝炎の診断が確定した患者に対して、B型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。</p>
HPVジェノタイプ判定	2000点	微生物学的検査 (判断料：150点)	「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査に準じて算定	<p>HPVジェノタイプ判定</p> <p>ア HPVジェノタイプ判定は、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査に準じて算定する。</p> <p>イ あらかじめ行われた組織診断の結果、CIN1又はCIN2と判定された患者に対し、治療方針の決定を目的として、ハイリスク型HPVのそれぞれの有無を確認した場合に算定する。</p> <p>ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」のHPV核酸同定検査の施設基準を届け出ている保険医療機関において行った場合に算定する。</p> <p>エ 当該検査を算定するに当たっては、あらかじめ行われた組織診断の結果及び組織診断の実施日、及び当該検査によって選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>オ 同一の患者について、当該検査を2回目以降行う場合は、当該検査の前回実施日、及び前回選択した治療(その後通常の検診となった場合はその旨)を上記に併せて記載する。</p>